

事前同意の確認について

個人情報保護法は、個人データの第三者への提供には原則として事前に本人の同意が必要としていますが、一方で、加入者の利益になるもの、または事業者側の負担が膨大になるうえ明示的な同意を得ることが加入者にとって必ずしも合理的と言えないものについて、加入者本人から特段の意思表示がない場合は、默示による包括的な同意が得られているとみなすとしています。

このため、当組合では以下の7項目について、あらかじめ同意が得られているとして、従来どおりの業務を行いますが、この実施について同意されない方はいつでも異議を申し立てられますので、同意されない方は被保険者証の記号番号、氏名及び同意できない項目、その理由を記載した文書をもって、当組合に申し出てください。

默示の包括的同意があったとして実施する業務は以下のとおりです。

1. 付加給付を本人の申請に基づかず事業主経由で行うこと
2. 高額療養費を本人の申請に基づかず事業主経由で支給すること
3. 被保険者が請求した各種健診及び二次検診費用の補助金を事業主経由で支給すること
4. 医療費通知を世帯ごとにまとめて行うこと
5. 特定健診・保健指導のデータを法律の定めに従い、本人の申請に基づかず当組合または業者に委託することにより分析、管理すること
6. 「データヘルス計画」で加入者の診療報酬明細書（レセプト）データ、各種健康診断データおよび生活習慣調査を当組合または業者に委託することにより分析し、健康管理施策に反映させること
7. ジェネリック医薬品（後発医薬品）利用促進のため、加入者のレセプトデータを当組合または業者に委託することにより、分析・管理すること

ただし、任意継続被保険者については事業主経由ができないため、1~3に関しては、本人が指定した口座に振り込みます。